

第1章 横浜市子ども・子育て支援事業計画について



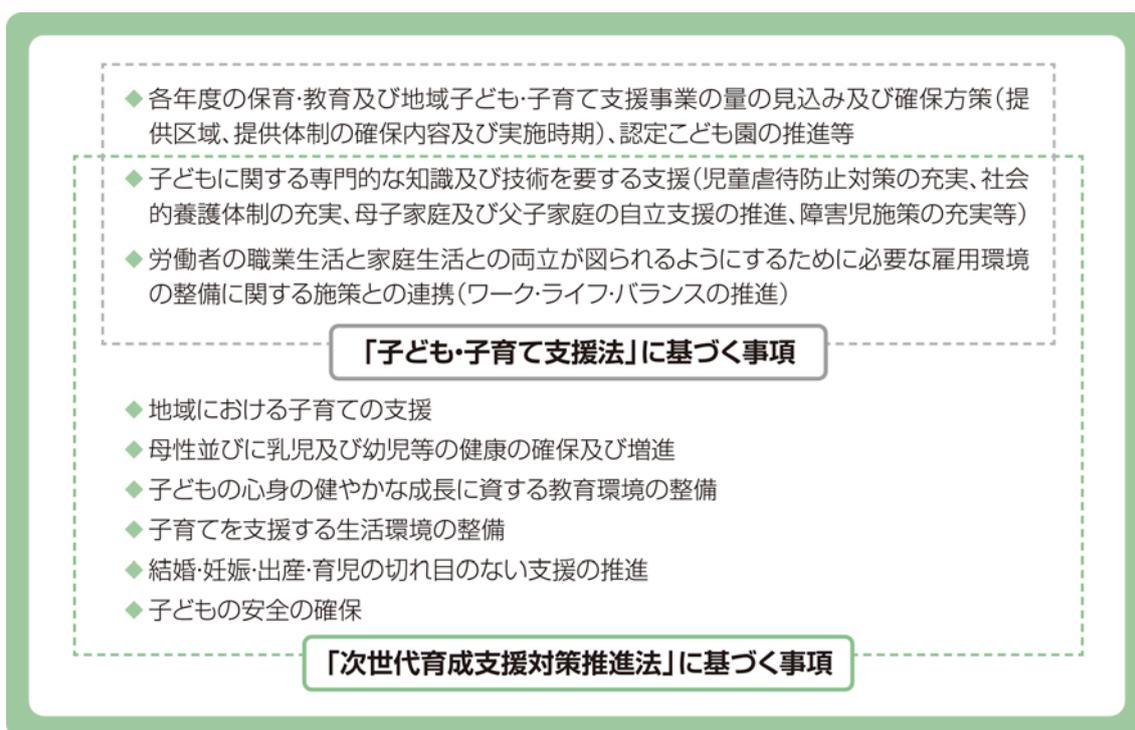
(1) 計画の趣旨・位置付け

乳幼児期の保育・教育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進める新しい仕組みとして、平成 24 年 8 月にいわゆる「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、これらの法律に基づき、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」といいます。）が施行されます。

新制度では、各市町村が様々な子ども・子育て家庭の状況や各事業の利用状況・利用希望を把握し、5 年を 1 期とする子ども・子育て支援事業計画を策定するとともに、計画に基づき事業を実施することになります。

また、これまで、本市では、次世代育成支援対策推進法に基づき策定している「かがやけ横浜子ども青少年プラン後期計画」により子ども・青少年施策を進めてきました。そこで、本計画については、「かがやけ横浜子ども青少年プラン後期計画」を継承し、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく計画として位置付けることにより、幅広く本市の子ども・青少年のための施策を推進していきます。

<本計画への記載事項>



＜本計画の根拠となる法の基本理念＞

◆子ども・子育て支援法◆

第2条（基本理念）

子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない。

◆次世代育成支援対策推進法◆

第3条（基本理念）

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行わなければならない。

(2) 計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

(3) 計画の対象

生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、おおむね20歳までの子ども・青少年とその家庭とします。ただし、若者の自立支援については39歳までを対象にするなど、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行うこととします。

(4) 本市における他計画との関係

子ども・青少年施策に関連する本市の各分野の計画と連携・整合を図るとともに、今後策定される予定の計画についても可能な限り整合を図りながら、計画を策定します。

また、計画の推進に当たっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に施策を展開します。

<関連するビジョン・計画>



子ども・子育て支援新制度について

(1) 概要

「子ども・子育て」分野は、社会保障と税の一体改革において、年金・医療・介護とともに社会保障分野の1つに位置付けられました。そして、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成24年8月には、「子ども・子育て関連3法」が成立しました。これらの法律に基づき、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が施行されます。

新制度は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、乳幼児期の保育・教育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを旨とした制度です。

<子ども・子育て関連3法って？>

①子ども・子育て支援法

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）の創設、地域の子ども・子育て支援の充実のために必要な事項を定めるもの。

②認定こども園法の一部を改正する法律

乳幼児期の保育・教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、認定こども園の充実を図るとともに、幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的な位置付けを付与し、その設置及び運営その他必要な事項を定めるもの。

③関係法律の整備等に関する法律

子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部を改正する法律の施行に伴い、児童福祉法など55の関係法律について規定を整備するもの。

(2) 現行制度からの主な変更点

ア 市町村が制度の実施主体に

- ・現行では、制度によって都道府県と市町村とに分かれている実施主体について、新制度では市町村に一本化されます。
- ・市町村は、子ども・子育て支援の実施主体として、市民の子ども・子育て支援に関する利用状況と利用希望を把握した上で事業計画を作成し、乳幼児期の保育・教育、地域の子ども・子育て支援を計画的に提供する責務を負うこととなります。

イ 消費税率引上げに伴う財源確保

社会保障・税一体改革において、「子ども・子育て」は社会保障分野の一つに位置付けられ、消費税率引上げ（5%→10%）に伴う増収分のうち、約7,000億円が新制度の財源に充てられます。

ウ 乳幼児期の保育・教育を「個人への給付」として保障

3歳以上の全ての子どもへの教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、個人の権利として保障する観点から、認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等を通じた個人への給付制度が導入され、いずれの施設を利用した場合でも共通の仕組みで公費対象となります。

エ 「地域子ども・子育て支援事業」の法定化

地域子育て支援拠点や放課後児童健全育成事業など様々な事業（13事業）が「地域子ども・子育て支援事業」として法定化され、各市町村が地域の実情に応じて実施することとなります。

新制度における「子ども・子育て支援の意義」について

子ども・子育て支援法において、「内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。」とされています。

この基本指針の中で、子ども・子育て支援の意義については、次のように示されています。

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

本市においても、基本指針における意義を踏まえながら、本計画を策定し、子ども・青少年や子育て家庭のための施策を展開していきます。